

令和5年8月1日 更新

『事故防止及び事故発生時の対応について の指針』

介護老人保健施設 玉串すみれ苑
事故・身体拘束委員会

事故防止及び事故発生時の対応についての指針

1. 総則

この指針は、介護老人保健施設玉串すみれ苑における、介護・医療事故を防止し、安全かつ適切で質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

2. 施設における介護・医療事故防止に関する基本的な考え方

当施設では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護・医療事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護・医療事故の防止に取り組みます。

3. 介護・医療事故のための委員会その他施設内の組織

介護・医療事故発生の防止等に取り組むにあたって「事故・身体拘束委員会」を設置します。

①設置の目的

施設内での介護・医療事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い施設全体で取り組むことを目的とします。

②「事故・身体拘束委員会」の構成員

- ・施設長（医師）
- ・理学療法士
- ・介護支援専門員
- ・看護職員
- ・介護職員

③施設長は事故防止対策担当者を任命することができる

担当者は以下の事項を行う。

- ・担当者は事故防止対策を適切に実施できる体制を整備する。
- ・担当者は毎月毎に委員会の開催と、必要時は緊急的に委員会を開催することができる。
- ・担当者は重大事故や重大事故の予防を目的として、各専門職を招集し検証会を開催することができる。

- ・委員会で担当者が中心となり「事故発生予防のための研修」を年2回以上開催する。

④介護・医療安全対策に資するために安全対策責任者を配置する。

案船対策責任者は以下の事項を行う。

- ・「事故・ヒヤリハット」報告書の情報収集・管理・保管を行う。
- ・「事故・ヒヤリハット」の事例の事実確認を行う。
- ・「事故・ヒヤリハット」の報告システムの管理を行う。
- ・介護・医療安全対策に関する職場点検と改善を行う。
- ・介護・医療安全対策に関する情報収集を行う。
- ・介護・医療安全対策に関する施設内整備を行う。
- ・「事故・ヒヤリハット」の報告を基に事例の原因分析及び防止策を、委員会内で策定する際のまとめ役を担う。

4. 介護・医療事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護・医療事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故・身体拘束委員会を中心として、介護・医療事故発生防止に関する職員への、教育・研修を定期的かつ計画的に行います。

- ①定期的な教育・研修（年2回以上）
- ②新任者に対する事故発生防止の研修（事前オリエンテーション等）
- ③その他、必要な教育・研修

5. 介護・医療事故等の報告方法および、介護にかかる安全の確保を目的とした改善の方策

①報告システムの確立

情報収集のため、ヒヤリハットや事故報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。

なお、この情報を、報告者個人の責任追及のために用いません。

②事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」→「要因の検証」と「改善策の立案」→「改善策の実施と結果の評価」→「必要に応じた取り組みの改善」のサイクルを活用する。また、その過程において自施設における事例だけでなく、知り得る範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

③改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故・身体拘束委員会を中心として

実践し、全職員に周知徹底を図ります。

6. 介護・医療事故発生時の対応

介護・医療事故が発生した場合には、下記により速やかに対応します。

①当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況および当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。

関係部署および家族等に速やかに連絡し必要な処置を講じます。

状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」「ヒヤリハット報告書」で、速やかに報告します。

報告の際には状況がわかるように事実のみを記載するようにします。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの報告書に基づき、家族・担当 CM（短期入所の利用者の場合）・必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行います。

④損害賠償

事故の状況により損害等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

7. その他災害等への対応

火災・大規模地震等の災害によりリスクの回避・軽減を行う。

①防災計画の作成

②非常災害のための体制（自衛消防組織等）

③近隣住民との防災協定の締結

④避難誘導訓練・消化訓練等の実施（年2回）

⑤避難・消化・通報装置等の設置および定期的保守点検

⑥非常用食料等の備蓄

⑦上記体制の周知のための職員教育

⑧その他

8. 事故防止及び事故発生時の対応についての指針の閲覧について

この指針は、当苑施設に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

9. 附則

この指針は、令和5年8月1日より施行する。